

座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務における
公募型プロポーザル実施要領

令和7年3月
座間市くらし安全部ゼロカーボン推進課

座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務における
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務を委託するに当たり、契約候補者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

1 目的

本業務委託は、市内公共施設において具体的にどのような施設、立地に太陽光発電設備の導入が可能か調査を行うとともに、公共施設における太陽光発電設備の導入を効率的・効果的に進めるための検討を行うことを目的に実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年1月16日（金）まで（予定）

(3) 業務の内容

別紙「座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務 仕様書」のとおり

(4) 委託上限金額

10,667,000円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

※当該委託に係る予算の議決が得られないときは、契約事務手続を行わない。また、想定している補助金の交付に至らなかった場合には、契約事務手続を行わないか、事業内容を変更して実施する場合がある。なお、この場合において市はいかなる責めも負わない。

(5) 前提条件

本業務は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の活用を想定している。

3 参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(※参加資格等の確認基準日は、本業務の公告の日とする。)

- (1) 令和7年度座間市入札参加者名簿に登録されている者であること。もしくは過去2年間に国、地方公共団体と本事業と同種・同規模程度の事業を実施した実績があり、委託業務を的確に遂行するに足る能力、当該業務に必要な技術を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有する者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 参加申込書提出期限の日から契約締結の日までの間に、座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置を受けていない者
- (5) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しない者
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- (7) 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること
- (8) 「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用予定であることから、当該補助金の目的や性格を十分理解した事業者であつて、且つ、過去3年間に他市区町村において当該補助金を活用した太陽光発電設備導入調査支援業務を履行した実績を有している事業者であること。
- (9) 調査などによって得た情報について、適切な保護措置を講じる体制を確保できること。

4 提案書に関する質問と回答

提案書の作成に当たっての質問を電子メールにより受け付ける。別添「質問票【会社名】」に質問を記載のうえ、電子メールで提出先メールアドレスに送信すること。件名は「座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務質問（会社名）」とすること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

また、参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質問に対して、市は回答しない。

- (1) 質問受付期間 令和7年3月24日（月）午前8時30分から令和7年4月2日（水）午後5時まで（市役所の閉庁日を除く。）
- (2) 質問提出先メールアドレス
座間市くらし安全部ゼロカーボン推進課温暖化対策係
zerocarbon@city.zama.kanagawa.jp
- (3) 回答方法 令和7年4月4日（金）までに質問内容及び回答を、市ホームページに掲載する。

5 参加表明手続

(1) 提出書類

- ア プロポーザル方式参加表明書（第1号様式）
- イ 誓約書（第2号様式）
- ウ 会社概要書（任意書式。経営状況等が分かる書類を含めること）
- エ 委託業務実績申告書（任意書式）
- オ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書並びに法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書）
- カ 業務実施体制図（任意様式。人員配置状況が分かる書類）
- キ 業務工程表（任意様式）

(2) 提出先

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市くらし安全部ゼロカーボン推進課温暖化対策係
電話 046-252-7675（直通）
電子メール zerocarbon@city.zama.kanagawa.jp

(3) 提出方法

座間市くらし安全部ゼロカーボン推進課に持参又は郵送または電子メールとする。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。電子メールの場合は、送信後に電話で到着確認を行うこと。なお、電子メールの場合は、原本を令和7年4月17日（木）までに別途持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出期間

令和7年4月4日（金）から令和7年4月15日（火）午後5時必着
※市役所の閉庁日を除く。

(5) 一次審査の結果通知

令和7年4月18日（金）に一次審査結果通知書を送付する。

6 提案書の受付

参加表明書と同時に、次のとおり提案書を受け付けるものとする。

(1) 提出書類

	提出書類	記載内容	部数	様式指定
ア	提案書表紙	・様式のとおり。	1部	第3号様式
イ	提案書	・副本には社名やロゴマーク等の提案者が特定できる記載を行わない	正本1部、 副本7部	任意様式 A4両面印刷

		<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準及び仕様書に沿って、作成すること。また、仕様書を補完する内容等技術的な提案があれば併せて記載すること。 		<p>(A3折り込み可)</p> <p>11フォント</p> <p>MS明朝</p>
ウ	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・副本には社名やロゴマーク等の提案者が特定できる記載を行わないこと。 ・金額は税込とし、事務経費については算定根拠となる詳細な内訳を記載すること。 	<p>正本1部、</p> <p>副本7部</p>	<p>任意様式</p> <p>A4片面印刷</p>

(2) 企画提案書等の取扱い

ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。

ウ 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

エ 企画提案書等の提出後は、原則として記載内容の変更は認めない。また、資料の追加及び差替えも認めない。ただし、市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

オ 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。

カ 提出された書類は返却しない。

(3) 提出先

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市くらし安全部 ゼロカーボン推進課 温暖化対策係

電話 046-252-7675 (直通)

電子メール zerocarbon@city.zama.kanagawa.jp

(4) 提出方法

座間市くらし安全部ゼロカーボン推進課に持参、郵送又は電子メールとする。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。電子メールの場合は、送信後に電話で到着確認を行うこと。なお、電子メールの場合は、原本を令和7年4月17日(木)までに別途持参又は郵送により提出すること。

(5) 提出期間

令和7年4月4日(金) から令和7年4月15日(火) 午後5時

※午後5時必着(市役所の閉庁日を除く。)

7 契約候補者の選定方法

契約候補者の選定は、座間市公共施設太陽光発電設備導入調査支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し行うものとする。

8 評価及び結果通知

(1) 参加資格の審査及び提案書等の確認（一次審査）

座間市くらし安全部ゼロカーボン推進課温暖化対策係において、参加資格の審査及び提案書等の不備の有無を確認し、その結果を令和7年4月18日（金）に郵送及び提案書に記載のメールアドレス宛に通知する。

(2) 提案書等の審査（二次審査）

選定委員会において、次のとおり二次審査を行う。

【二次審査】

一次審査を通過した参加者による提案書等についてのプレゼンテーションを行い、評価基準に基づき審査を行う。提案者が1者の場合でも実施する。

(ア) 日 時 令和7年4月23日（水）14時から（集合時間は別途通知する。）

(イ) 場 所 座間市役所 5階5-3会議室

(ウ) 時 間 30分（予定）（目安：準備及び説明20分、質疑応答10分）

(エ) 出席者 5名以内

(オ) その他 プレゼンテーションの際、機器類を使用する場合は事前連絡すること。パソコンは提案者が用意すること。なお、プロジェクター、接続ケーブル（HDMI）は事務局で用意する。それ以外に必要な機材（ポインター等）は、提案者が用意すること。

(3) 評価方法

評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査し、総合得点が高得点の候補者を選定する。得点と同じ提案があった場合、選定委員の投票により決定する。

(4) 評価基準

以下の評価基準に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として評価する。なお、各委員の合計点数が6割を超えない者は選定しない。また、評価項目に著しく低い点数があった提案は、合計得点及び順位如何に関わらず、不採用となる場合がある。

	評価項目	評価の内容	配点	評価の基準	
1	業務実績	過去3年間に他市区町村において環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助	10点	10点	大変優れている
				8点	優れている

		金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用した太陽光発電設備導入調査支援業務の実績件数		6点	普通	
				4点	劣っている	
				2点	大変劣っている	
2	業務実施体制	経営が安定しており、事業を継続的・安定的に行うことが可能であるか	10点	10点	大変優れている	
				8点	優れている	
				6点	普通	
				4点	劣っている	
				2点	大変劣っている	
		業務を遂行するにあたり、確実に実施される十分な人員が確保されているか	10点	10点	大変優れている	
				8点	優れている	
				6点	普通	
				4点	劣っている	
				2点	大変劣っている	
3	業務遂行能力	太陽光発電設備に関する知見の豊富な人員及び、その他業務に必要な現場経験、対応力が期待できる体制となっているか	10点	10点	大変優れている	
				8点	優れている	
				6点	普通	
				4点	劣っている	
				2点	大変劣っている	
			太陽光発電業界内の様々な企業（PPA事業者、工事会社、メーカー等）に精通しており、太陽光発電設備に関する情報収集能力があるか	5点	5点	大変優れている
					4点	優れている
					3点	普通
					2点	劣っている
					1点	大変劣っている
		業務工程は現実的且つ効果的なものとなっているか	5点	5点	大変優れている	
				4点	優れている	
				3点	普通	
				2点	劣っている	
				1点	大変劣っている	
4	企画提案書	調査の目的に沿った公共施	10点	10点	大変優れている	

		設の特性や地域の状況を踏まえた提案となっているか		8点	優れている
				6点	普通
				4点	劣っている
				2点	大変劣っている
		屋上防水やパネルの種類も考慮するなど実際の施工に配慮した提案となっているか	5点	5点	大変優れている
				4点	優れている
				3点	普通
				2点	劣っている
				1点	大変劣っている
		提案された企画提案書の内容(分かりやすさ、構成等)が適切か	10点	10点	大変優れている
				8点	優れている
				6点	普通
				4点	劣っている
				2点	大変劣っている
		5	その他	取り組む意欲が感じられ、質疑への応答が的確か	10点
8点	優れている				
6点	普通				
4点	劣っている				
2点	大変劣っている				
本業務に加え、独自の内容も効果が期待できるものか	10点			10点	大変優れている
				8点	優れている
				6点	普通
				4点	劣っている
				2点	大変劣っている
本委託期間終了後の柔軟に対応できるか	5点			5点	大変優れている
				4点	優れている
				3点	普通
				2点	劣っている
				1点	大変劣っている
合計			100点		

(5) 結果通知

結果の通知については、令和7年4月30日(水)(予定)に、提案書等評価結果通知書により全ての提案者に対し通知するとともに、市ホームページにおいて選定結果を公表する。

9 契約締結に向けての協議

- (1) 契約候補者特定後、市と契約候補者との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次点者を候補者とする。

10 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案をすることができない。また既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 「3 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- (4) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (6) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選考委員会が失格と認めた場合

11 その他

- (1) プロポーザルに係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 提案書は1者1提案までとし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 市は、提出された書類について、座間市情報公開条例(平成16年座間市条例第17号)の規定による請求に基づき、第三者に公開することがある。
- (5) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書(任意様式)を提出すること。

12 選定スケジュール

	実施内容	実施期間
①	募集告知開始	令和7年3月24日(月)
②	質問書受付期間	令和7年3月24日(月)から 令和7年4月2日(水)午後5時
③	質問書回答期限	令和7年4月4日(金)
④	参加申込書及び提案書受付期間	令和7年4月4日(金)から 令和7年4月15日(火)午後5時

⑤	一次審査（書類審査）結果通知	令和7年4月18日（金）
⑥	二次審査（プレゼンテーション）	令和7年4月23日（水）
⑦	二次審査結果通知	令和7年4月30日（水）※予定
⑧	契約事務手続き	令和7年5月上旬～中旬

※ただし、各実施日については、事務の都合上変更する場合があります。

1.3 担当課

座間市くらし安全部ゼロカーボン推進課 温暖化対策係 担当 伊東

住所 〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046-252-7675

メール zerocarbon@city.zama.kanagawa.jp